

狛江市一般廃棄物処理実施計画 (平成 29 年度)

平成 29 年 3 月
狛江市

目 次

1. 一般廃棄物処理基本計画と
一般廃棄物処理実施計画の位置付けと目的・・・・・・・・・・ 1
2. 一般廃棄物の種類・分別の区分、
発生量及び処理量見込み、処理方法に関すること・・・・・・・・ 2
3. 市が行う廃棄物の収集運搬及び処分の方法に関し
占有者又は事業者の協力義務に関すること・・・・・・・・ 3・4
4. 一般廃棄物の減量のための方策・・・・・・・・・・ 5～9
5. し尿処理計画・・・・・・・・・・ 10
6. 処理施設の概要・・・・・・・・・・ 10～11
7. その他一般廃棄物の処理に
関し必要な事項・・・・・・・・・・ 11
8. 狛江市一般廃棄物処理実施計画で使用している用語解説・・・・・・・・ 12～15
9. 一般廃棄物処理実施計画のまとめ（平成 25～27 年度実績）・・・・・・・・ 16～23

1. 一般廃棄物処理基本計画と一般廃棄物処理実施計画の位置付けと目的

一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）は、平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間を計画期間とした、清掃行政の基本方針を示す計画として策定されています。

これまでの一般廃棄物処理実施計画は、基本計画の計画期間を 3 期に区切り、段階的に分けて施策を示し、継続的に達成状況を検証して実効性の確保に努めてきましたが、社会状況の変化（持ち去り禁止対策・小中学生に向けた取り組み等）に必要な対応を的確に行うため、速やかに施策に反映させる単年度の計画に、平成 28 年度から変更しました。今回、実施計画（平成 29 年度）と実施計画まとめ（平成 25～27 年度実績）として、実施計画のとりまとめの段階で達成できなかったものを検証して、実施計画（平成 29 年度）に反映させ、次期、一般廃棄物処理基本計画（平成 33～42 年度）策定に向けて、新たなリサイクルルートの確保・さらなるごみ減量方法の施策を示すことを目的としています。

①一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理実施計画、一般廃棄物処理実施計画（まとめ）について

（矢印：各計画年度を図示）

年度 (平成)	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本計画											
実施計画		前期			中期			後期			
実施計画 (まとめ)	前期			中期			後期				

※一般廃棄物処理基本計画（基本計画）、一般廃棄物処理実施計画（実施計画）

2. 一般廃棄物の種類・分別の区分、発生量及び処理量見込み、処理方法に関すること

※発生量すべてを処理するものとする。

一般廃棄物の種類		※平成 29 年度 発生量見込み (t)	収集運搬 主体	中間処理		最終処分	
				処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
ご み	可燃ごみ	11,449	市 (委託)	クリーン センター 多摩川	焼却	東京たま 広域資源 循環組合	エコ セメント化
	不燃ごみ	844			破碎後 焼却		
	発火物			民間業者に委託			
	有害ごみ	14		民間業者に委託			
	粗大ごみ	309		クリーン センター 多摩川	破碎後 焼却	東京たま 広域資源 循環組合	エコ セメント化
	持ち込み (可燃ごみ)	1,485	焼却				
資 源 物	ビン	631	市 (委託)	狛江市 ビン・缶 リサイクル センター	選別・減容	民間業者に委託	
	缶	220					
	古紙	2,884	民間業者に委託				
	古布	260	民間業者に委託				
	ペットボトル	213	市 (委託)	狛江市 ビン・缶 リサイクル センター	選別・減容	民間業者に委託	
	金属	32					
	植木せん定枝	120					
	使用済み小型家電	62					
し尿 (仮設のみ)			市 (委託)	クリーン センター 多摩川	水処理・希 釈後下水 道へ放流	東京たま 広域資源 循環組合	エコ セメント化
小動物死体		民間業者に委託					

※基本計画より (発生量見込みについては、基本計画を尊重)

3. 市が行う廃棄物の収集運搬及び処分の方法に関し占有者又は事業者の協力義務に関すること

(1) 一般廃棄物等（し尿、動物の死体を除く）

ア 収集ごみ

種類	収集及び運搬の方法	処理及び処分の方法	市民の協力義務等	
可燃ごみ	市が戸別方式*により、原則として週2回収集する	中間処理（焼却）した後、エコセメント化を行う	狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例（以下「条例」という。）第49条第1項の規定に基づく指定収集袋を使用して排出しなければならない	
不燃ごみ	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	中間処理（破碎後焼却）した後、エコセメント化を行う	条例第49条第1項の規定に基づく指定収集袋を使用して排出しなければならない	
発火物	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者で処理する	中身を空にし、ビンと一緒にコンテナに入れて排出する	
有害ごみ	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者で資源化・最終処分を行う	蛍光灯は購入した際の容器に入れ、乾電池等水銀を含んだものは中身の見える袋に入れて排出する	
粗大ごみ	市民からの連絡に基づき、市が戸別方式により収集する	中間処理（破碎後焼却）した後、エコセメント化を行う	清掃課に連絡し、条例第49条第1項の規定に基づく処理手数料を納付し、指定日に自宅玄関前等に排出する	
資源物	ビン	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	ふたを外し、水洗いしてコンテナに入れて排出する
	缶	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	水洗いし、つぶさずにコンテナに入れて排出する
	古紙	市が戸別方式により、原則として週1回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	紐で束ね、又は紙袋等を使用して排出する
	古布	市が戸別方式により、原則として週1回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	紐で束ね、又は中身の見える袋に入れて排出する
	ペットボトル	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	ふたを外し、ラベルをはがし、水洗いして、つぶしてコンテナに入れて排出する
	金属	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	コンテナに入れて排出する
	植木せん定枝	市民からの連絡に基づき、市が戸別方式により、原則として週2回収集する	民間業者で資源化・処理をする	清掃課に連絡し、おおむね長さ1メートル以下、太さ10センチ以下の枝のみを束ね、又は袋に入れて表示して指定日に排出する
	使用済み小型家電	市民の持ち込みにより収集する	民間業者で資源化・処理をする	市が指定した品目を、市が指定した日時及び会場で市民が自ら持ち込む

*戸別方式とは、各住戸の敷地と道路（私道を含む。）の境界付近の当該敷地内で回収を行うこと。ただし、集合住宅の場合は、当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所からの回収を行うこと。

イ 集団回収

種類	収集及び 運搬の方法	処理及び 処分の方法	市民の協力義務等
ビン、缶、古紙、古布、ペットボトル、金属、使用済み小型家電等	排出者が資源回収業者に委託し、団体ごとの所定の場所で収集を行う	資源回収業者等が資源化する	市に集団回収の実施を申請し、市に登録された資源回収業者に申込み実施し、分別・排出方法等は、業者と協議しその指示に従わなければならない

ウ その他のごみ

種類	収集及び 運搬の方法	処理及び 処分の方法	市民の協力義務等
一般廃棄物と併せて 処理する産業廃棄物	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて市が収集する	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、種類に応じて、中間処理(焼却)した後、最終処分又は資源化する	市が収集する場合は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみに分別し、可燃ごみ及び不燃ごみについては、条例 49 条第 1 項に規定する指定収集袋を使用して排出しなければならない

※備考 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項第 1 号に規定する廃プラスチック類（原則として、プラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令 300 号）第 2 条に規定する廃棄物のうち、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）ガラスくず及び陶磁器くずをいう。

(2) し尿

種類	収集及び 運搬の方法	処理及び 処分の方法	市民の協力義務等
し尿	事業者から委託業者へ直接連絡、委託業者が仮設便所から随時収集する	し尿処理施設で処理する	排出者は、条例第 49 条第 1 項の規定に基づく処理手数料を納付しなければならない

(3) 動物の死体

種類	収集及び 運搬の方法	処理及び 処分の方法	市民の協力義務等
動物の死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、市が各戸及び路上から随時収集する	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、火葬により処分する	占有者又は管理者が自らの責任で処分をできないときは、条例第 49 条第 1 項の規定に基づく処理手数料を納付しなければならない

4. 一般廃棄物の減量のための方策

平成 23 年 2 月に策定した基本計画では、「資源循環型社会の推進」を基本理念としており、これを達成するため市民・事業者・行政が相互に連携しそれぞれの役割と立場に応じて努力していく必要があります。

『発生・排出抑制と資源化の推進』『環境にやさしいごみ処理とごみ処理の効率化の推進』『適正処理の促進と最終処分場の負荷低減の推進』『環境学習と啓発活動の推進』を実施していくことでごみの減量を図ります。

平成 29 年度の重点的な取り組みとしては、基本計画に掲げる重点的な取り組み項目の中から以下の取り組みを実施します。

第 1 節 発生抑制・排出抑制・資源化計画

施 策	施 策 内 容
1 市民協働の体制	
ごみ半減推進審議会	ごみ半減推進審議会を開催し、一般廃棄物の減量等に関する施策など、各方面からの幅広い視点による意見を求めます。
市民グループの支援・育成	市民協働を推進するために、現状で活動している市民グループへの支援を行うと同時に、新たな団体の育成を図ります。 また、それぞれの団体同士の情報交換を行い、啓発活動に努めます。
①古布の有効利用	古布を有効利用する団体に対して、ビン・缶リサイクルセンターの会議室等を提供し、活動を支援します。また、各団体による講習会を定期的を実施し、講習会等を行います。
②生ごみの減量	生ごみの堆肥化を行う団体に対して、ビン・缶リサイクルセンターの会議室等を提供し、実践的な生ごみ堆肥作りの講習会を実施します。
③おもちゃの修理	おもちゃの修理を行う団体に対して、ビン・缶リサイクルセンターの会議室等を提供し、おもちゃの修理を行うことにより、物を大切にすることを育み、幼児期におけるごみ減量の啓発に努めます。
学習機会の充実	ごみに関する学習機会を充実させるため、ビン・缶リサイクルセンターの施設見学の受入れを行います。また、クリーンセンター多摩川や二ツ塚処分場等、ごみに関連する施設の紹介や見学会を行い、ごみ意識の啓発に努めます。 狛江市立小学校 4 年生を対象に、授業としてクリーンセンター多摩川の施設見学（社会科見学）を実施し、狛江市のごみ処理の現状を理解することでごみ減量意識を高め、環境負荷の低減を自ら取り組むように啓発活動を継続していきます。
情報交流・普及啓発の充実	ビン・缶リサイクルセンターを活動の場としている市民活動団体に、ごみに対する情報交流の場として作品展覧会を実施します。
活動拠点の整備	引き続き、ごみ減量に取り組む活動団体に対して、ビン・缶リサイクルセンターの会議室を提供し、活動を支援することで、ごみ減量の啓発に努めます。

施 策	施 策 内 容
2 制度化による仕組みづくり	
拡大生産者責任の制度化の必要性	東京都を通じて、国に対して拡大生産者責任に基づく資源循環制度の確立を要請するとともに、販売店に、自主回収の拡大を要請していきます。
各種リサイクル制度の改善	家電リサイクル法は、リサイクル料金を後払いにしたため不法投棄を呼ぶ結果となっています。市としても国、東京都に改善の働きかけを行っていきます。 また、その他の各種リサイクル制度の改善についても、生産者側に自主的な回収の取り組みを要請していきます。
市民・事業者・行政の協働する制度の推進	各自がそれぞれの役割を理解し、ごみの減量を進められるよう、情報提供していきます。
廃棄物処理の適正化対策	狛江市薬剤師会で実施している『使用済み注射針回収事業』を継続していきます。今後、適正処理について、関連機関と調整しながら行っていきます。
環境に配慮した行動	グリーン製品の調達を推進し、環境負荷の低減を図っていきます。

施 策	施 策 内 容
3 消費行動を通じた仕組みづくり	
ごみを持ち込まない消費行動の普及	4 Rのうち、3つのR（リフューズ、リデュース、リユース）に対する取り組みについて啓発していきます。 マイバックやマイボトルなどのごみになるものを使わないライフスタイルの提案や、節約レシピ・エコクッキング等、家庭でできる簡単なおみ減量方法を紹介していきます。
1日1人当りの排出量（可燃ごみ）	29年度目標・・・440g
環境学習を通じたごみ減量意識の促進	ごみの減量化・資源化を進めるため、施設見学、出前講座、組成分析実施の際に、ごみと資源物の出し方等に関連する情報を提供していきます。 また、ごみ減量意識の促進のため、若年層に対するごみ減量に関する啓発の取り組みを進めていきます。小学生を対象とするポスターコンクールの実施。中学生を対象とする標語コンクールの実施（平成28年度）。平成29年度は未定。

施 策	施 策 内 容
4 販売店との協力体制の推進	
販売店の取り組みの現状把握	スーパー等のごみ減量に対する方策の現状把握をし、情報を提供していきます。 大型店舗の出店時にごみ減量への取り組みとリサイクル体制への協力を要請していきます。
発生抑制・減量化について	4 Rに関するマグネットをホワイトボードに貼る方法で、楽しくごみ減量を勉強しながら、4 Rの周知、啓発を図ります。日常の身近なところから、ごみ減量化、資源化に取り組みながら、リサイクル意識の向上を促進します。

施 策	施 策 内 容
5 多様なリサイクルルートの確保	
資源物集団回収事業	<p>集団回収による団体数の増加に向けた取り組みを引き続き実施し、今後も、リサイクル意識向上のため積極的に、団体数の増加に努めます。</p>
植木せん定枝	<p>家庭から出される植木せん定枝を収集し、資源化する事業を継続します。</p>
各種リサイクル	<p>法令等に規定のある品目のリサイクル方法について、狛江市ごみ・リサイクルカレンダー等を活用して、排出方法を啓発していきます。</p> <p>小型家電リサイクル法に基づき、イベント実験回収を行った結果、使用済み小型家電製品の回収方法を検討し、国の動向を踏まえて、資源化の推進と減量に努めます。</p> <p>引き続き、障がい者の社会参加の促進となるような取り組みを行っていきます。</p>

施 策	施 策 内 容
6 災害廃棄物処理計画	
災害廃棄物処理マニュアルの作成に向けた検討	<p>環境省・東京都の災害廃棄物処理マニュアル等を参考に、次期、一般廃棄物処理基本計画策定後に、作成に向けて検討します。</p>
災害発生時を想定した、し尿処理訓練の実施	<p>引き続き、災害発生時のし尿処理訓練について、東京都下水道局、委託業者とともに、し尿処理訓練を行い、災害発生時に備えます。</p>

第2節 収集・運搬計画

施策	施策内容
1 収集運搬体制の推進	
戸別収集	排出者責任を明確にするため、戸別収集体制を継続します。
収集頻度の適正化	現状の12分別に対する収集形態等を再確認し、収集運搬業者と連携を図りながら収集頻度の適正化に努めます。 今後も適切な分別収集を維持することにより、ごみ減量、資源化の意識の向上を図ります。また、啓発紙等を活用し周知に努めます。
収集業者との連携	引き続き、適正な排出指導を行っていきます。資源物の持ち去り等についても、条例施行に伴い、収集業者と連携して、適正処理を確保し、ごみ出しルールの徹底に努めます。
適正な一般廃棄物の許可	事業系一般廃棄物の許可については、発生量に応じた適正な処理の継続的かつ安定的な実施が必要なため、20件を上限とし、一般廃棄物許可申請の手引の許可要件を満たし、市内に作業場所を有することが条件となります。

施策	施策内容
2 分別収集体制の推進	
家庭ごみ有料化の検証	ごみ処理に係る経費の検証や組成分析調査等を活用し、さらなる減量について、ごみ半減推進審議会を中心として審議していきます。
組成分析調査による検討	
①資源物	可燃ごみ中の古紙、不燃ごみ中の使用済み小型家電製品等について、分別方法の徹底やイベント実験回収等について、情報提供をしていきます。 引き続き、資源物等の店頭回収を積極的に働きかけます。
②プラスチック	クリーンセンター多摩川でのサーマルリサイクル体制を維持します。 ただし、クリーンセンター多摩川の施設更新及び今後の処理技術の進展の際には、他市の状況等を踏まえて検討していきます。
③発火物	発火物が原因の収集車火災等が発生していることから、分別の徹底を周知し、火災事故の発生防止に努めます。 引き続き、危険防止の観点から、クリーンセンター多摩川に搬入せず、独自処理を行います。
不法投棄対策	不法投棄物の中で、排出者が特定できるものについては、分別及び排出指導を行っていきます。 引き続き、不法投棄防止の啓発活動に努めます。
持ち去りパトロールの実施	現在、市内を2班体制（1班2名、計4名）でパトロールを実施しています。 今後も、パトロールを実施することで、関係部署と協力して、持ち去り防止対策に取り組んでいきます。

第3節 中間処理・最終処分計画

施 策	施 策 内 容
1 安定的な中間処理体制の推進	
狛江市ビン・缶 リサイクルセンター	ビン・缶・ペットボトルを継続して安定的な処理を実施するため、定期修繕を実施するとともに、平成 29 年度からは施設全体の修繕を実施し、市内唯一の中間処理施設として安定稼動に努めます。
クリーンセンター 多摩川	狛江市・稲城市・府中市・国立市の構成 4 市で、処理方法や今後の修繕計画等について調整を行い、有効活用を実施していきます。

施 策	施 策 内 容
2 埋立処分ゼロの維持	
東京たま広域資源 循環組合	狛江市から持ち込む焼却灰は、全量エコセメント化施設でエコセメントとして活用されており、埋立処分量はゼロとなっています。今後ごみの減量を進めることで焼却灰の持込量を減らすとともに、公共事業等でエコセメント製品の活用に努めます。

5. し尿処理計画

し尿は多摩川衛生組合敷地内に設置しているし尿処理施設で処理しており、この安定稼動を継続します。狛江市では浄化槽人口、汲み取り人口ともにゼロとなっていますが、工事現場等に設置する仮設トイレの汲取りを委託しています。災害時はこの委託業者と協力し、対応を行います。

6. 処理施設の概要

【狛江市ビン・缶リサイクルセンターの概要】

所在地	狛江市岩戸北一丁目1番11号
稼働開始	平成6年11月
処理能力	4.9 t/日
処理方法	ビン (コロラインによる手選別)
	缶 (アルミ缶・スチール缶を機械選別後、圧縮処理)
	ペットボトル (手選別後、減容・圧縮処理)

【多摩川衛生組合 クリーンセンター多摩川 (ごみ焼却処理施設) の概要】

所在地	稲城市大丸1528番地
稼働開始	平成10年4月
焼却能力	450 t/日 (150 t/24h × 3基) ストーカ式全連続燃焼
灰溶融炉	25 t/日 (25 t/24h × 2基) アーク式電気溶融 (平成28年度で廃止予定)
粗大・不燃ごみ処理施設	50 t/5h × 1基 回転衝撃式

【多摩川衛生組合 クリーンセンター多摩川 (し尿処理施設) の概要】

所在地	稲城市大丸1528番地
稼働開始	平成14年4月
処理能力	23.4kl/日
処理方法	好気性生物処理、希釈放流
し尿残さ及び汚泥処理方法	クリーンセンター多摩川で焼却

【東京たま広域資源循環組合 エコセメント化施設の概要】

所在地	西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (二ツ塚処分場内)
稼働開始	平成18年7月
処理能力	焼却灰処理量約300 t/日・エコセメント生産量約430 t/日

【東京たま広域資源循環組合 二ツ塚処分場の概要】

所在地	西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (二ツ塚処分場内)
稼働開始	平成10年4月
廃棄物埋立容量	約250万m ³

【株式会社鈴徳 児玉工場の概要】

所在地 埼玉県児玉郡神川町八日市647番地
 処理対象 使用済み小型家電製品

【株式会社リーテム 東京工場の概要】

所在地 大田区城南島三丁目2番9号
処理対象 使用済み小型家電製品

【株式会社アルフォ 城南島飼料化センターの概要】

所在地 大田区城南島三丁目3番2号
処理対象 食品廃棄物

【オリックス資源循環株式会社 寄居工場の概要】

所在地 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
処理対象 一般廃棄物

【宗教法人慈恵院附属多摩犬猫霊園の概要】

所在地 府中市浅間町二丁目15番地1
処理対象 小動物の死体

【野村興産株式会社 イトムカ鉱業所の概要】

所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
処理対象 廃乾電池・廃蛍光管

【株式会社フジコー 白井再資源化センターの概要】

所在地 千葉県白井市折立31番地1
処理対象 食品廃棄物

7. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 狛江市ごみ半減推進審議会

狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、一般廃棄物の発生の抑制及び減量、再利用の促進及び適正な処理に関する事項を審議する。

(2) 狛江市ごみ半減推進員

条例第8条の規定に基づき、自治会やごみ減量等に取り組む団体、市内事業所や市民等の中から委嘱する。推進員は、一般廃棄物の発生抑制及び減量、再利用の促進及び適正な処理に対する地域住民への啓発を行うこと、一般廃棄物の分別及び適正な排出に関し、地域住民に指導助言すること、不法投棄に関し、市に連絡すること等を通して市に協力する。

8. 狛江市一般廃棄物処理実施計画で使用している用語解説

あ行

○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭廃棄物と、事業に伴って生じた事業系一般廃棄物に区分される。

○エコセメント

ごみの焼却灰を材料にして作ったセメント。

○エコクッキング

材料を無駄なく使って料理すること。

○SNS（エス・エヌ・エス）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のWebサイトのこと。

か行

○家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の略称。テレビ、冷蔵庫（冷凍庫含む）、エアコン（室外機含む）、洗濯機（衣類乾燥機含む）の家電を対象に、消費者にはリサイクル料金と収集運搬費用の負担、小売業者には商品の引き取り、製造業者等には再商品化等の実施をそれぞれ義務付け、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としている。

○環境基本法

環境保全についての基本理念を示す法律。

○環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指す。特に人的に発生する環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

○拠点回収

リサイクルボックスから資源物を回収すること。

リサイクルボックスとは、商店街・市役所・各地域センター等に市民が資源物を持ち込むことができるステンレス製の箱型の入れ物のこと。

○グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」の略称。国、独立行政法人、地方公共団体等による環境物品等の調達推進及び環境物品等に関する情報の提供、その他の環境物品等への需要の転換を促進することを目的としている。

○グリーン製品

環境配慮型製品。現在、各企業で、自社基準を制定し基準をクリアした製品。

○建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称。建設工事や解体工事で発生する特定建設資材の再資源化等の促進を図るため、分別やリサイクルを義務付けている。

○小型家電リサイクル法

「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称。使用済み小型電子機器等に利用されている金属・その他の有用な資源物の再資源化を促進することを目的としている。

○古布再生

自宅で不要となった洋服等を使用して、新しい製品を作成すること。

○戸別収集

ごみ・資源物を各戸の道路に面する敷地内にごみ等を出す方法をいう。

ごみ等の分別やごみ出しの時間などのルールが比較的守られることや、ごみを出した人の責任の所在が明確になるといった利点がある。

○狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例

狛江市の廃棄物の再利用を促進するとともに、適正に処理するための条例。

○ごみ半減推進審議会

市民・事業者・学識経験者・市職員等により構成され、市長の諮問に応じて、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議・答申を行う機関のこと。

さ行

○災害廃棄物処理計画

災害時における廃棄物の処理を迅速、安全、かつ衛生的に行うことを可能にするために策定するための計画。

○最終処分

ごみの焼却灰を埋立等により最終処分場で処分すること。

○裂き織り

古い布を細長く裂いて、糸にして織った厚手の織物。

○サーマルリサイクル

廃棄物を焼却する際に発生する熱を利用すること。現在の利用方法は高温水をつくり、稲城市立病院と隣接する健康プラザに供給している。また、発電をしてクリーンセンター多摩川の工場内の電力として利用し、あまったものは売電している。

○資源循環

製品等の廃棄する量を減らし、再使用・再利用すること。そのことにより、環境への負荷を軽減すること。

○資源有効利用促進法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称。パソコンや充電式電池などについて、メーカーの取り組みを中心に資源の有効利用を図ることを目的としている。

○自動車リサイクル法

「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」の略称。自動車製造業者等及び関連事業者による使用済み自動車の再資源化等の促進を図ることを目的としている。

○収集運搬許可業者

狛江市で、事業系一般廃棄物を収集できる許可を取得している業者。

○集団回収

自治会・町会・管理組合・市民団体等が、資源物を直接業者に引き渡すことをいう。

○循環型社会

大量生産・大量消費の社会に代わり、製品の再利用や再資源化等を進めて新たな資源投入を抑制し、環境への負荷を削減する社会をいう。

○循環型社会形成推進基本法

環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成についての基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

○食品リサイクル法

「食品循環資源の再利用等の促進に関する法律」の略称。食品製造加工業者や飲食店、ホテル等から排出される食品廃棄物について、飼料や肥料に再利用し、食品廃棄物の再利用等の促進を図ることを目的としている。

○ステーション

複数の家から排出されるごみ等を1か所に集めてある場所をいう。

○組成分析

ごみの内容を選別し、重量を測定し内容を把握すること。

た行

○中間処理

廃棄物を最終処分する前に分別・減容・無害化・安定化などの処理をすること。

○中間処理施設

上記の中間処理をするための設備を備えた施設のこと。

○チップ

家庭等から出た植木せん定枝を細かく砕いたもの。主に土壌改良剤として利用されている。

○出前講座

市民等が構成する団体が主催する学習会へ職員等が出向いて、説明すること。

は行

○廃棄物

廃棄物とは、占有者自らが利用し、または他人に有償で売却することができない不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、廃油など、固形状または液状のものと定義されている。廃棄物は一般家庭等から出る一般廃棄物（事業系一般廃棄物を含む）と、事業活動に伴い発生する産業廃棄物に区分される。

○廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称。廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

○ピックアップ回収

狛江市の場合は、回収した粗大ごみ等から小型家電製品等を資源化するために抜き取ること。

ま行

○持ち去り禁止対策

市又は市長が指定する者以外の者が狛江市一般廃棄物処理実施計画で定める場所に分別排出された特定の資源物を無断で収集又は運搬する行為を禁止するための対策。狛江市では、平成28年4月1日条例施行、同年7月1日からは、警告・命令に従わない場合は、氏名等の公表、20万以下の罰金を科す罰則を施行している。それらの持ち去り行為を防ぐために行っているパトロールやチラシ配布、ホームページ・フェイスブック・ツイッター・デジタルサイネージによる宣伝などの啓発活動のこと。

や行

○容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の略称。ビン・缶・ペットボトルなどの容器包装のリサイクルの促進を図ることを目的としている。

○4R

廃棄物等の発生回避（Refuse：リフューズ、ごみになるものを買わない、断ること。）、発生抑制（Reduce：リデュース、廃棄物になる量を抑制すること。）、再使用（Reuse：リユース、資源として再び使用すること。）、再生利用（Recycle：リサイクル、資源として再び利用すること。）を総称して、アルファベットの頭文字から4Rという。

ら行

○リサイクルルート

ごみとして排出された物を資源物として再利用や再生するための仕組みをつくるための取り組み。この実施計画では、いままで中間処理施設で焼却していたものを新たに資源化するための取り組みのこと。

○リターナブル・ビン

使用後に回収し、殺菌洗浄後に再び製品を詰め直すという過程を繰り返して、使用するビンのこと。ビールビン、一升ビンなど。

○レアメタル

産出量が少ないか抽出が困難な稀少金属の総称。小型家電や充電電池等に使用されている。

わ行

○ワンウェイ・ビン

再使用を前提としないビンのこと。回収されると、粉碎されてカレット状にして、別の用途（道路路盤材・建設用資材）に使用されている。菓のビン、ワインのビンなど。

9. 一般廃棄物処理実施計画のまとめ（平成 25～27 年度実績）

【重点施策の検証】

施策	施策内容	現 状 ・ 実 績						
ごみの減量	ごみの有料化による減量効果の持続への取り組み	<p>使用済み小型家電のイベント実験回収を年3回と粗大ごみからのピックアップ〔選別抜き取り〕を開始した。平成 27 年度実績で 60 トンの資源化を行った。</p> <p>◆ごみ排出量の推移</p> <table border="1"> <tr> <td>25 年度</td> <td>20,702 トン</td> </tr> <tr> <td>26 年度</td> <td>20,394 トン</td> </tr> <tr> <td>27 年度</td> <td>20,473 トン</td> </tr> </table>	25 年度	20,702 トン	26 年度	20,394 トン	27 年度	20,473 トン
	25 年度	20,702 トン						
	26 年度	20,394 トン						
27 年度	20,473 トン							
市民グループの支援・育成の強化	<p>あいとびあセンターで活動していた、こまえおもちゃ病院を、平成 26 年 8 月より狛江市ビン・缶リサイクルセンターで毎月第 1・3 木曜日に開催。毎年 6 月に開催している古布団体の展示会が平成 28 年度よりリサイクル展示会として範囲を広げての展示となった。</p>							
情報提供とごみ減量方法のPRの強化	<p>ごみ半減新聞にて繰り返しごみ処理経費の記事を掲載した。ごみ処理過程を種別ごとにホームページにて新たに紹介することにした。</p>							
資源化の推進	リサイクルルートの確保	<p>集団回収参加団体増加のため、町会自治会総会で年 2 回紹介と勧誘を実施。マンションについては郵送での勧誘を実施した。</p> <p>◆集団回収参加団体の推移</p> <table border="1"> <tr> <td>25 年度</td> <td>114 団体</td> </tr> <tr> <td>26 年度</td> <td>115 団体</td> </tr> <tr> <td>27 年度</td> <td>121 団体</td> </tr> </table>	25 年度	114 団体	26 年度	115 団体	27 年度	121 団体
	25 年度	114 団体						
26 年度	115 団体							
27 年度	121 団体							
経済面、効率面、環境面などの観点からの分別収集体制の検討	<p>実験として使用済み小型家電の公共施設の拠点回収を実施した。福祉作業所と連携して携帯電話とパソコンの分解資源化を実施している。</p>							
安定的なごみ処理体制の維持・管理	<p>クリーンセンター多摩川(多摩川衛生組合)の安全で安定的な処理実施</p>	<p>安定的にごみ処理を進めていくために、施設の今後の運用について、施設整備特別委員会により検討した結果、延命化工事を平成 35 年度頃の実施する方針を打ち出した。</p>						

【個別施策の検証】

発生抑制・排出抑制・資源化計画

施策	施策内容	現 状 ・ 実 績																								
市民協働の体制づくり	ごみ半減推進審議会	<p>第9期ごみ半減推進審議会で、資源物持ち去り禁止条例化の検討を行った。平成28年1月に狛江市一般廃棄物処理実施計画（28年度）について市長に答申した。第10期ごみ半減推進審議会が平成28年2月より発足し、諮問事項について審議を行っている。</p> <p style="text-align: center;">審議会開催回数</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>7回</td> </tr> </table>	25年度	7回	26年度	6回	27年度	7回																		
	25年度	7回																								
26年度	6回																									
27年度	7回																									
	市民グループの支援・育成	<p>古布再生講習会、裂き織り講習会、古布再生作品展、生ごみ堆肥化講習会及び狛江おもちゃ病院などの市民グループの活動を支援した。</p> <p>ごみ減量の推進のため、新たな市民グループの活動支援を充実する。</p> <p>◆裂き織り講習会及び勉強会</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>29回</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>32回</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>32回</td> </tr> </table> <p>◆古布再生講習会実施回数</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>39回（282人）</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>15回（83人）</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>61回（198人）</td> </tr> </table> <p>◆生ごみ堆肥化講習会実施回数</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>10回（17人）</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>10回（22人）</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>10回（20人）</td> </tr> </table> <p>◆こまえおもちゃ病院開設回数</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>14回（242人）</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>23回（420人）</td> </tr> </table> <p>※こまえおもちゃ病院は平成26年8月21日より開始</p>	25年度	29回	26年度	32回	27年度	32回	25年度	39回（282人）	26年度	15回（83人）	27年度	61回（198人）	25年度	10回（17人）	26年度	10回（22人）	27年度	10回（20人）	25年度	—	26年度	14回（242人）	27年度	23回（420人）
25年度	29回																									
26年度	32回																									
27年度	32回																									
25年度	39回（282人）																									
26年度	15回（83人）																									
27年度	61回（198人）																									
25年度	10回（17人）																									
26年度	10回（22人）																									
27年度	10回（20人）																									
25年度	—																									
26年度	14回（242人）																									
27年度	23回（420人）																									

	学習機会の充実	<p>◆施設見学</p> <table border="1" data-bbox="794 230 1227 349"> <tr> <td>25年度</td> <td>14団体 (734人)</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>11団体 (378人)</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>18団体 (755人)</td> </tr> </table> <p>◆まなび講座 (清掃課関連)</p> <table border="1" data-bbox="794 427 1227 546"> <tr> <td>25年度</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>0件</td> </tr> </table> <p>小学生、保育園児などの幼少期の者に対する狛江市ビン・缶リサイクルセンターの見学により、ごみや環境問題を自分のこととして取り組むように学習する機会を充実していく。</p>	25年度	14団体 (734人)	26年度	11団体 (378人)	27年度	18団体 (755人)	25年度	0件	26年度	0件	27年度	0件
25年度	14団体 (734人)													
26年度	11団体 (378人)													
27年度	18団体 (755人)													
25年度	0件													
26年度	0件													
27年度	0件													
	情報交流・普及啓発の充実	<p>◆ごみ半減新聞発行状況</p> <table border="1" data-bbox="799 781 1299 913"> <tr> <td>25年度</td> <td>7月、11月、2月</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>7月、11月、2月</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>5月、11月、2月</td> </tr> </table> <p>発行部数は、25年度は各 44,000 部。26年度は各 44,000 部。27年度は各 45,000 部</p> <p>市民参加によるごみ組成分析の毎年実施した。</p> <p>市ホームページにごみ処理過程を解説するコーナーを新設した。</p>	25年度	7月、11月、2月	26年度	7月、11月、2月	27年度	5月、11月、2月						
25年度	7月、11月、2月													
26年度	7月、11月、2月													
27年度	5月、11月、2月													
	活動拠点の整備	<p>狛江市ビン・缶リサイクルセンターにおいて、古布再生・生ごみ堆肥化講習会を開催した。</p>												
制度化による仕組みづくり	拡大生産者責任の制度化の必要性	<p>東京都市長会を通じ、国に要請した。</p>												
	各種リサイクル制度の改善	<p>東京都市町村清掃協議会を通じて都から国へ要望した。</p>												
	廃棄物処理の適正化対策	<p>狛江市薬剤師会で実施している使用済み注射針事業を継続していく。</p>												

	環境に配慮した行動の推進	庁用車の運転は、アイドリングをしないことと、急のつく操作を避けることなどにより温暖化ガス発生を抑制するとともに、製品の延命化に努力した。						
消費行動を通じた仕組みづくり	ごみを持たない消費行動の普及	<p>◆1日1人当たりの排出量（可燃ごみ）</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>460.25 g</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>453.22 g</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>447.50 g</td> </tr> </table>	25年度	460.25 g	26年度	453.22 g	27年度	447.50 g
	25年度	460.25 g						
26年度	453.22 g							
27年度	447.50 g							
	環境学習を通じたごみ減量意識の向上・促進	<p>◆施設見学</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>14団体（734人）</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>11団体（378人）</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>18団体（755人）</td> </tr> </table>	25年度	14団体（734人）	26年度	11団体（378人）	27年度	18団体（755人）
25年度	14団体（734人）							
26年度	11団体（378人）							
27年度	18団体（755人）							
販売店との協力体制の推進	販売店の取り組みの現状把握	未実施						
	発生抑制・減量化についての協定	未実施						
	拠点回収の維持・継続	<p>◆拠点回収実施状況</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>40か所</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>40か所</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>41か所</td> </tr> </table>	25年度	40か所	26年度	40か所	27年度	41か所
	25年度	40か所						
	26年度	40か所						
27年度	41か所							
ペットボトル回収協力店の維持・継続	<p>◆回収協力店状況</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>25店舗</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>22店舗</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>19店舗</td> </tr> </table>	25年度	25店舗	26年度	22店舗	27年度	19店舗	
25年度	25店舗							
26年度	22店舗							
27年度	19店舗							
トレー等の店頭回収の促進	未実施							
多様なリサイクルルート確保	資源物集団回収事業	<p>◆実施団体数</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>114団体</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>115団体</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>121団体</td> </tr> </table>	25年度	114団体	26年度	115団体	27年度	121団体
25年度	114団体							
26年度	115団体							
27年度	121団体							

生ごみ	<p>◆狛江有機すくすく販売店舗数</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>2店舗</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>2店舗</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>2店舗</td> </tr> </table>	25年度	2店舗	26年度	2店舗	27年度	2店舗																
25年度	2店舗																						
26年度	2店舗																						
27年度	2店舗																						
植木せん定枝	<p>◆収集量</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>135,732kg</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>141,983kg</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>133,382kg</td> </tr> </table>	25年度	135,732kg	26年度	141,983kg	27年度	133,382kg																
25年度	135,732kg																						
26年度	141,983kg																						
27年度	133,382kg																						
各種リサイクル	<p>使用済み小型家電イベント実験回収や資源物の排出方法などについて、ごみ・リサイクルカレンダーや広報こまえ、市ホームページ、ツイッターや掲示板での情報提供によりお知らせした。回収した小型家電のうち携帯電話とパソコンは福祉作業所での分解資源化事業に提供している。</p> <p>◆小型家電の収集量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>イベント</th> <th>窓口</th> <th>ピックアップ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>27,135 kg</td> <td>377.88 kg</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>19,930 kg</td> <td>495.92 kg</td> <td>47,610 kg</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>20,202 kg</td> <td>222.43 kg</td> <td>49,190 kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆福祉作業所での分解資源化事業分</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>33.58 kg</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>307.03 kg</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>466.26 kg</td> </tr> </table>		イベント	窓口	ピックアップ	25年度	27,135 kg	377.88 kg	—	26年度	19,930 kg	495.92 kg	47,610 kg	27年度	20,202 kg	222.43 kg	49,190 kg	25年度	33.58 kg	26年度	307.03 kg	27年度	466.26 kg
	イベント	窓口	ピックアップ																				
25年度	27,135 kg	377.88 kg	—																				
26年度	19,930 kg	495.92 kg	47,610 kg																				
27年度	20,202 kg	222.43 kg	49,190 kg																				
25年度	33.58 kg																						
26年度	307.03 kg																						
27年度	466.26 kg																						

	組成分析調査による 検討	<p>◆組成分析 委託</p> <table border="1"> <tr><td>25年度</td><td>1回</td></tr> <tr><td>26年度</td><td>1回</td></tr> <tr><td>27年度</td><td>1回</td></tr> </table> <p>市民</p> <table border="1"> <tr><td>25年度</td><td>1回</td></tr> <tr><td>26年度</td><td>1回</td></tr> <tr><td>27年度</td><td>1回</td></tr> </table> <p>◆資源物 可燃ごみ中の古紙混入割合</p> <table border="1"> <tr><td>25年度</td><td>8.4%</td></tr> <tr><td>26年度</td><td>5.7%</td></tr> <tr><td>27年度</td><td>7.0%</td></tr> </table> <p>※組成分析結果より</p> <p>◆プラスチック クリーンセンター多摩川でサーマルリサイクルを実施</p> <p>◆発火物 回収量</p> <table border="1"> <tr><td>25年度</td><td>21,780kg</td></tr> <tr><td>26年度</td><td>21,370kg</td></tr> <tr><td>27年度</td><td>22,220kg</td></tr> </table> <p>◆有害ごみ 回収量</p> <table border="1"> <tr><td>25年度</td><td>20,700kg</td></tr> <tr><td>26年度</td><td>20,460kg</td></tr> <tr><td>27年度</td><td>20,810kg</td></tr> </table>	25年度	1回	26年度	1回	27年度	1回	25年度	1回	26年度	1回	27年度	1回	25年度	8.4%	26年度	5.7%	27年度	7.0%	25年度	21,780kg	26年度	21,370kg	27年度	22,220kg	25年度	20,700kg	26年度	20,460kg	27年度	20,810kg
	25年度	1回																														
26年度	1回																															
27年度	1回																															
25年度	1回																															
26年度	1回																															
27年度	1回																															
25年度	8.4%																															
26年度	5.7%																															
27年度	7.0%																															
25年度	21,780kg																															
26年度	21,370kg																															
27年度	22,220kg																															
25年度	20,700kg																															
26年度	20,460kg																															
27年度	20,810kg																															
	不法投棄対策	<p>◆指導件数</p> <table border="1"> <tr><td>25年度</td><td>3件</td></tr> <tr><td>26年度</td><td>2件</td></tr> <tr><td>27年度</td><td>2件</td></tr> </table>	25年度	3件	26年度	2件	27年度	2件																								
25年度	3件																															
26年度	2件																															
27年度	2件																															

安定的な中間処理体制の推進	粕江市ビン・缶リサイクルセンター	◆修繕箇所 <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>アルミ機押し箱交換、アルミプレス機パッキン交換、スチールプレス機上部ホッパ修繕、計量機セルケーブル修繕等</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>供給コンベヤアンダーカバー修繕、スチールプレス機作動油交換、スチールプレス機パッキン交換、計量機ライナー交換、スチール排出レールリミテットスイッチ修繕、アルミプレス機作動油交換、アルミプレス機ライナー交換、アルミ排出レールリミテットスイッチ修繕、集塵機ろ布交換、集塵機現場盤改良、コンテナ補修、計量機操作ポスト保温用電源ケーブル修繕等</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>供給コンベヤアンダーカバー修繕、スチールプレス刃物交換、アルミプレス機刃物交換、コンテナ修繕、ビン選別ローラコンベヤ修繕等</td> </tr> </table> <p>稼働時間とともに消耗または劣化する部品を寿命の到達前に適切に保守することで滞りなく処理を行っていく。</p>	25年度	アルミ機押し箱交換、アルミプレス機パッキン交換、スチールプレス機上部ホッパ修繕、計量機セルケーブル修繕等	26年度	供給コンベヤアンダーカバー修繕、スチールプレス機作動油交換、スチールプレス機パッキン交換、計量機ライナー交換、スチール排出レールリミテットスイッチ修繕、アルミプレス機作動油交換、アルミプレス機ライナー交換、アルミ排出レールリミテットスイッチ修繕、集塵機ろ布交換、集塵機現場盤改良、コンテナ補修、計量機操作ポスト保温用電源ケーブル修繕等	27年度	供給コンベヤアンダーカバー修繕、スチールプレス刃物交換、アルミプレス機刃物交換、コンテナ修繕、ビン選別ローラコンベヤ修繕等									
	25年度	アルミ機押し箱交換、アルミプレス機パッキン交換、スチールプレス機上部ホッパ修繕、計量機セルケーブル修繕等															
26年度	供給コンベヤアンダーカバー修繕、スチールプレス機作動油交換、スチールプレス機パッキン交換、計量機ライナー交換、スチール排出レールリミテットスイッチ修繕、アルミプレス機作動油交換、アルミプレス機ライナー交換、アルミ排出レールリミテットスイッチ修繕、集塵機ろ布交換、集塵機現場盤改良、コンテナ補修、計量機操作ポスト保温用電源ケーブル修繕等																
27年度	供給コンベヤアンダーカバー修繕、スチールプレス刃物交換、アルミプレス機刃物交換、コンテナ修繕、ビン選別ローラコンベヤ修繕等																
	クリーンセンター多摩川	◆スラグ発生・使用量 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">25年度</td> <td>発生量</td> <td>765.63t</td> </tr> <tr> <td>使用量</td> <td>182.17t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">26年度</td> <td>発生量</td> <td>758.17t</td> </tr> <tr> <td>使用量</td> <td>279.99t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">27年度</td> <td>発生量</td> <td>718.68t</td> </tr> <tr> <td>使用量</td> <td>96.24t</td> </tr> </table>	25年度	発生量	765.63t	使用量	182.17t	26年度	発生量	758.17t	使用量	279.99t	27年度	発生量	718.68t	使用量	96.24t
25年度	発生量	765.63t															
	使用量	182.17t															
26年度	発生量	758.17t															
	使用量	279.99t															
27年度	発生量	718.68t															
	使用量	96.24t															

埋立処分ゼロの維持	東京たま広域資源循環組合	◆エコセメント化施設搬入量 (狛江市分のみ)						
		<table border="1"> <tr><td>25年度</td><td>488t</td></tr> <tr><td>26年度</td><td>486t</td></tr> <tr><td>27年度</td><td>474t</td></tr> </table>	25年度	488t	26年度	486t	27年度	474t
25年度	488t							
26年度	486t							
27年度	474t							
		◆埋立量 (狛江市分のみ)						
		<table border="1"> <tr><td>25年度</td><td>0t</td></tr> <tr><td>26年度</td><td>0t</td></tr> <tr><td>27年度</td><td>0t</td></tr> </table>	25年度	0t	26年度	0t	27年度	0t
25年度	0t							
26年度	0t							
27年度	0t							

し尿処理計画

し尿処理施設	クリーンセンター多摩川し尿処理施設	◆し尿処理量												
		<table border="1"> <tr><td>25年度</td><td>41.7k1</td></tr> <tr><td>26年度</td><td>55.6k1</td></tr> <tr><td>27年度</td><td>72.8k1</td></tr> </table>	25年度	41.7k1	26年度	55.6k1	27年度	72.8k1						
25年度	41.7k1													
26年度	55.6k1													
27年度	72.8k1													
収集運搬体制	し尿処理人口	◆汲み取り人口												
		<table border="1"> <tr><td>25年度</td><td>0人</td></tr> <tr><td>26年度</td><td>0人</td></tr> <tr><td>27年度</td><td>0人</td></tr> </table>	25年度	0人	26年度	0人	27年度	0人						
25年度	0人													
26年度	0人													
27年度	0人													
	汲み取り処理量	◆仮設トイレのし尿処理量・汲み取り件数												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>し尿処理量</th> <th>汲み取り件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>25年度</td><td>41.7k1</td><td>221件</td></tr> <tr><td>26年度</td><td>55.6k1</td><td>298件</td></tr> <tr><td>27年度</td><td>72.8k1</td><td>426件</td></tr> </tbody> </table>		し尿処理量	汲み取り件数	25年度	41.7k1	221件	26年度	55.6k1	298件	27年度	72.8k1	426件
	し尿処理量	汲み取り件数												
25年度	41.7k1	221件												
26年度	55.6k1	298件												
27年度	72.8k1	426件												
		※27年度は花火大会を実施												

登 録 番 号

(刊行物番号)

H28-64

狛江市一般廃棄物処理実施計画（平成 29 年度）

発行 平成 29 年 3 月

東京都 狛江市

編集 環境部清掃課

〒201-0004

東京都狛江市岩戸北一丁目 1 番 11 号

狛江市ビン・缶リサイクルセンター内

TEL 03-3488-5300

FAX 03-5497-7366

庁 内 印 刷

頒 布 価 格 30 円